記

1．～3．［略］

4．租税特別措置法第10条第6項の規定の適用を受けようとする年

5．当該共同試験研究に係る試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第5条の6第11項第1号の規定により、認定します。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第三条　平成二十六年国家公安委員会、総務省、文部科学省、財務省、経済産業省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省告示第三号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定申請書の提出） **第一条**　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第七項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）に委託して行う試験研究（以下「委託試験研究」という。）に係る試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額の認定を受けようとする法人又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の七の二に規定する連結法人（以下「法人等」と総称する。）は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第二十条第十八項第二号又は第二十二条の二十三第十八項第二号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該法人等の本店若しくは主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。 2　前項の認定申請書一通には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一　当該試験研究機関等から提出された研究終了時における当該申請に係る委託試験研究の報告書（当該委託試験研究に係る試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（その試験研究費に充てるため他の者（当該法人等との間に法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）及びその明細並びに支出金額が確認できるものに限る。）の写し 二　［略］ 3　［略］ （認定書の交付） **第二条**　試験研究機関等の長等は、前条第一項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額が当該委託試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該法人等に交付するものとする。	（認定申請書の提出） **第一条**　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第七項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）に委託して行う試験研究（以下「委託試験研究」という。）に係る試験研究費の額の認定を受けようとする法人又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の七の二に規定する連結法人（以下「法人等」と総称する。）は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第二十条第十八項第二号又は第二十二条の二十三第十八項第二号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該法人等の本店若しくは主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。 2　前項の認定申請書一通には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一　当該試験研究機関等から提出された研究終了時における当該申請に係る委託試験研究の報告書（当該委託試験研究に係る費用の額及びその明細並びに支出金額が確認できるものに限る。）の写し 二　［略］ 3　［略］ （認定書の交付） **第二条**　試験研究機関等の長等は、前条第一項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究費の額が当該委託試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該法人等に交付するものとする。

記

1．～3．［略］

4．租税特別措置法第10条第3項の規定の適用を受けようとする年

5．当該共同試験研究に係る試験研究費の額

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第5条の6第9項第1号の規定により、認定します。